東浦町総合評価落札方式取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、東浦町が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　総合評価落札方式の対象は、一般競争入札に付する工事のうちから東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）が決定し、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において適否を審査するものとする。

（落札者決定基準）

第３条　総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が東浦町にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

２　落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

３　落札者決定基準は、委員会において審査した上で、審査会に提出し、審査会において決定するものとする。

４　前項に規定する審査において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く（以下「意見聴取」という。）必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

（入札参加資格等の公告）

第４条　総合評価落札方式による一般競争入札を実施する場合は、次に掲げる事項について、東浦町公告式規則（平成 23 年東浦町規則第 10 号）に定めるところより公告する。

（１）入札参加資格要件その他の入札に関する事項

（２）総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨

（３）当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

（入札説明書）

第５条　町長は、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、入札説明書を作成し、入札の公告と同時に財政課において閲覧させるものとする。

（評価項目）

第６条　評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度、地域貢献度等とする。この場合において、総合評価の形式が特別簡易型のものは、施工計画に関

する事項の評価は必要ないものとする。

２　評価項目の得点の配分は、次のとおりとする。

（１）　除算方式

入札者に一律に標準点を与え、さらに技術提案等の審査及び評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（２）　加算方式

価格評価点及び技術評価点（評価項目に基づいて算定した評価点をいう。以下同じ。）の合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（評価の方法）

第７条　総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次のいずれかの算式により算定する。

（１）　除算方式

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝（評価点／入札価格）×10,000,000

（２）　加算方式

評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点＝配点×（１－入札価格／予定価格）（小数点以下第２位四捨五入）

（評価項目の審査）

第８条　意見聴取の必要があるとされた場合、評価項目に対する提出資料の審査は、委員会において行い、その審査結果を審査会に提出し、審査会において決定するものとする。

（落札者決定の方法）

第９条　次に掲げる要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者と決定するものとし、入札公告に示す「入札参加資格要件」を確認する。

（１）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（２）技術的要件をすべて満たしていること。

（３）評価方法が除算方式の場合は、評価値が、標準点を予定価格で除した数値に 10,000,000 を乗じて得た数値を下回っていないこと。

（その他）

第 10 条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成 19 年９月 10 日から施行する。

附　則

この要領は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年５月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成25年３月１日から施行する。

２　改正後の東浦町総合評価落札方式取扱要領の規定は、平成25年４月１日以後に行う入札に係るものから適用し、同日前の入札に係るものについては、なお従前の例による。